

在宅医療設備整備支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 在宅医療設備整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 この補助金は、在宅医療設備整備支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に規定する事業を交付の対象とする。

(交付の相手方)

第3条 この補助金の交付の相手方は、実施要綱第2条に規定する実施主体（この補助金の交付を受けたことのない者に限る。）とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象とする経費は、別表第2欄に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を基本額とし、別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 前項第2号により算出された額が10万円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、規則別記様式第1による交付申請書に別に定める書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づく報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第8条 前条第1号及び第2号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。

（変更の承認又は変更交付申請）

第9条 第7条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、別に定める変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行

う場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、交付申請の手續に従い知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、規則別記様式第2による実績報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して1月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の請求)

第11条 この補助金の交付の請求は、規則別記様式第4による請求書に交付額の確定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(その他)

第12条 特別の事情により、第6条及び第9条から前条までに定める手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和4(2022)年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、令和4(2022)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和5(2023)年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条、第5条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
実施要綱第2条に規定する実施主体 当たり1,000千円	在宅医療の実施に必要な次に掲げる 経費 ・備品購入費（設置に要する工事費 等を含む。）	2分の1